

山梨県公報

号外第五十八号

平成二十六年

十一月十一日

火曜日

目次

条 例

○山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する……………一
条例

条例のあらまし

- 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第七十六号）（障害福祉課）
- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

条 例

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十六号

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「児童福祉法第六条の二第二項」を「同法第六条の二の第二項」に改める。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨

県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第三条中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号口中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（山梨県障害福祉サービス事業に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則
この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番